

令和 7 年第 2 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 2 月 25 日（火）午前 1 0 時 0 0 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年 第 2 回 東串良町 農業委員会 会議録							
招 集 年 月 日		令和 7 年 2 月 2 5 日					
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）					
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 7 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分			議 長	大村 教男
		閉 会	令和 7 年 2 月 2 5 日 午前 1 0 時 5 5 分			議 長	大村 教男
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名
出席数 8 名 欠席数 名		○	1	吉ヶ崎 弘一	○	5	鶴丸 千尋
		○	2	松留 立美	○	6	木佐貫 一孝
出席○ 欠席×		○	3	稲村 照隆	○	7	櫻木 孝二
		○	4	大村 教男	○	8	内村 初子
最適化推進 委員		×		有留 幸路	○		松元 友信
		○		中村 春樹	○		杉木 秀幸
出席数 7 名		○		福岡 みどり	○		松留 和江
		○		村吉 博美	○		谷口 憲三
会 議 録 署 名 委 員		5 番	鶴丸 千尋		6 番	木佐貫 一孝	
出席した事務局職員		局長	上野 勝志		書記	宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について						
	日程第 2 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について						
	日程第 3 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について						
	日程第 4 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について						
	日程第 5 議案第 8 号 令和 7 年度農作業の標準賃金について						

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さん、おはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

有留委員から欠席届が届いております。

出席者 15 名で定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和 7 年第 2 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に 5 番鶴丸委員、6 番木佐貫委員にお願いいたします。ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 6 件 7 筆、農用地等の利用権について、使用賃借権の合意解約が 2 件 3 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、後でお目通しをお願いいたします。

それではただいまから議事に入りたいと思います。

発言される方は必ず議長の許可を受けて発言くださるようお願いいたします。

それでは、日程第 1 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題とします。

今回申請がなされたのは所有権が 19 件、賃借権が 27 件使用賃借権が 11 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権の 27 番、賃借権の 35 番について、譲受人が〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己または同居の親族に関する事項に関しては議事に参与することができないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

（〇〇委員退席）

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 7 ページをご覧ください。

所有権の 27 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の株式会社〇〇さん申請地は、議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 16 ページをご覧ください。

次に賃借権の 35 番、貸人は池之原の〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん。申請地は、議案書に記載されている通り新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了したので、〇〇委員の入出を認めます。

（〇〇委員入室）

次に、賃借権の 49 番については、借人が〇〇委員となっておりますので、同じく先に質疑を行わさせていただきたいと思います。

〇〇委員は質疑の間、退席をお願いします。

（〇〇委員退席）

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 23 ページをお開きください。

賃借権の 49 番貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございます。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

議長（大村）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

資料の 1 ページをお開きください。

所有権の 14 番、譲渡人は千葉県の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に 15 番、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

次に 16 番、譲渡人は大崎町の〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 17 番、譲渡人は大崎町の〇〇さん、譲受人は川西の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 3 ページをご覧ください。

次に 18 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん譲受人は、肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、所有権の移転でございます。

次に 19 番、譲渡人は肝付町の〇〇さん、譲受人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 4 ページをご覧ください。

次に 20 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 21 番譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 5 ページをご覧ください。

次に、22 番、譲渡人は新川西の〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

次に、23 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん。

譲受人は、池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 6 ページをご覧ください。

次に、24 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は池之原の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

次に 25 番、譲渡人は、宮崎県の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

資料 7 ページをご覧ください。

次に、26 番譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されているとおり、贈与による所有権の移転でございます。

次に、27 番につきましては、先ほど説明していただきましたので省略させていただきます。

資料 8 ページをご覧ください。

次に、28 番、譲渡人は大崎町の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇株式会社さん、

申請地は、議案書に記載されている通り、売買による所有権の移転でございます。

次に 29 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇一さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

次に 30 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、

譲受人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

次に 31 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、贈与による所有権の移転でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

次に 32 番、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権の移転でございます。

資料 11 ページをご覧ください。

賃借権の 24 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん

申請地は、議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 25 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用件設定でございます。

資料 12 ページをご覧ください。

次に 26 番、貸人は愛知県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 10 年の要件設計でございます。

次に 27 番、貸人は埼玉県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

次に、28 番、貸人は、兵庫県の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん

申請地は議案書に記載されている通り更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 29 番、貸人は神奈川県〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

資料 14 ページをご覧ください。

次に 30 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 31 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

賃借期間につきましては、他の賃借している農地の終期と合わせるためとのことでした。

資料 15 ページをご覧ください

次に、32 番、貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通り、新規 4 年 1 ヶ月の利用権設定でございます。

賃借期間につきましては他の賃借している農地の終期と合わせるためとのことでした。

次に、33 番貸人は岩弘の〇〇さん、借人は岩弘の〇〇さん。
申請は議案書に記載されている通り、新規 5 年の設定でございます。
資料 16 ページをご覧ください。

次に 34 番、貸人は福岡県の〇〇さん、および東京都の〇〇さん。
借人は岩弘の有限会社〇〇さん、申請地は、議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 35 番につきましては、先程説明させていただきましたので、省略させていただきます。

資料 17 ページをご覧ください。

次に 36 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん。
申請地は、議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 37 番、貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。
資料 18 ページをご覧ください。

次に、38 番貸人は肝付町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に、39 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。
資料 19 ページをご覧ください。

次に 40 番、貸人は、新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 5 年の利用権設計でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 41 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は、新川西の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。
資料 20 ページをご覧ください。

次に 42 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は、新川西の〇〇さん。
申請地は、議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

次に 43 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。
資料 21 ページをご覧ください。

次に 44 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 45 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん。
申請地は議案書に記載されている通り、新規 15 年の利用権設定でございます。
資料 22 ページをご覧ください。

次に 46 番、貸人は大崎町の〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての賃借となります。

次に 47 番、貸人は川東の〇〇さん、借人は岩弘の有限会社〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、更新 10 年の利用権設定でございます。資料 23 ページをご覧ください。

次に、48 番貸人は川東の〇〇さん、借人は、岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 49 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

資料 24 ページをご覧ください。

次に、50 番貸人は川東の〇〇さん、借人は、川東の〇〇株式会社さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

資料 25 ページをご覧ください。使用貸借権の 51 番、貸人は、新川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 52 番貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、

申請地は議案書に記載されている通り、更新 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

資料 26 ページをご覧ください。

次に 53 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

次に 54 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

資料 27 ページをご覧ください。

次に 55 番貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

次に、56 番貸人は川西の〇〇さん、借人が肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 28 ページをご覧ください。

次に 57 番、貸人は川西の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り、新基 10 年の利用権設定でございます。

次に 58 番、貸人は新川西の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

資料 29 ページをご覧ください。

次に、59 番貸人は、肝付町の〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており未相続農地のため、相続人の過半

の同意を得ての使用貸借となります。

次に 60 番、貸人は鹿屋市の〇〇一さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

なお、農地の名義人は〇〇さんとなっており、未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

資料 30 ページをご覧ください。

次に 61 番、貸人は鹿屋市の〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されている通り新規 20 年の利用権設定でございます。

なお農地の名義人は〇〇さんとなっており。未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての使用貸借となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

櫻木委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

櫻木委員

25 ページの 51 番、現況は田んぼになっております。

利用目的のところはですね、畑、無料とか、また水利費があつたりしますが、少しここの確認をお願いします。

事務局（中村）

すいません、少々お待ちください。

すいません 51 番だったんですけど、登記簿現況が田んぼ、田が正しくて利用目的の方が畑になっていますのでここがちょっと誤りになってます。

田に訂正をお願いします。

櫻木委員

それで無料ですか。

事務局（中村）

そうですね。

木佐貫委員

水利費が貸手で。

事務局（中村）

水利費は、貸し手になってます。記載通りです。

事務局（大村）

他にないですか。

なし。

事務局（大村）

なければ質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

事務局（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 議案第 4 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 2 議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案の意見についてを議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 8 件、使用貸借権が 2 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところではありますが、賃借権の 3 番、6 番については、借人が、〇〇委員が役員を務める法人となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。

〇〇委員は質疑の間、退席をお願いいたします。

（〇〇委員退席）

それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。

資料 31 ページをご覧ください。

賃借権の 3 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案の通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（大村）

それでは説明いたします。

資料 31 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇人さん、借人は肝付町の〇〇さん。

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 4 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り更新 20 年の利用権設定でございます。

次に 6 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に 7 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、貸人は〇〇さん、借人は新川西の〇〇さん

申請地は、議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

資料 32 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川西の〇〇さん。

申請地は議案書に記載のある通り、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇さん、借人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載のある通り、新規 20 年の利用権設定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

櫻木委員

はい。

議長（大村）

どうぞ

櫻木委員

31 ページの一番で、契約内容のところが年間賃料、玄米 60 キロ 1 万円相当となっておりますけど、この 1 万円相当という金額、これは妥当なのでしょうか。これを記入する必要があるのか。

事務局（中村）

すいません農政課の方から資料をいただくんですけど、一応相場がそうになっているということで。一応すいません。

櫻木委員

60 キロでしょ。半額だと思いますよね。今の相場で 30 キロ。

30 キロで 1 万円。あえて書く必要があるのか。10 年の中で変動もすると思いますし。

事務局（中村）

すいません。検討させていただきます。

議長（大村）

いいですか。

櫻木委員

はい。

櫻木委員

相場的には 30 キロで 1 万円ぐらい。今年はもう 9,000 円でしたね。

吉ヶ崎委員

多分玄米で欲しいところでしょう。

櫻木委員

玄米でもいくらぐらいですかね。

吉ヶ崎委員

30 キロで大体 1 万円。だから多分、60 キロ、玄米 2 俵欲しかったんじゃないですか。

櫻木委員

それを売り渡せば、20,000 円だから全然違うから。

吉ヶ崎委員

ただ安くても高くても、この人は玄米を 60 キロ欲しいという契約をされたと思うんですよ。
だからもう金額では半分にしても、ただ玄米 60 キロで、いいんじゃないですかという契約で。

議長（大村）

いいですか、他にないですかね。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって、日程第 2 議案第 5 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案通り承認することに決しました。

次に、日程第 3、議案第 6 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

今回申請がなされたのは、賃借権設定が 1 件、所有権移転が 2 件あります。それでは事務局の説明をお願いいたします。

それでは、資料 33 ページをお開きください。

賃借権設定の 7 番貸人は、川西の〇〇さん、借人は鹿屋市の〇〇さん。申請地は、議案書に記載されている通り新規 10 年の賃借権設定でございます。

なお、借人は町外在住ですが、昨年にも当農業委員会へ申請をしており、その際に現地調査は済ませてあります。

それでは、資料 34 ページをお開きください。

所有権移転の 8 番、譲渡人は川東の〇〇さん、譲受人は川東の〇〇さん。

申請地は、議案書に記載されている通り、贈与による所有権移転でございます。

次に 9 番譲渡人は、神奈川県のお〇〇さんおよび山口県のお〇〇さん、

譲受人は池之原のお〇〇さん。

申請地は議案書に記載されている通り売買による所有権移転でございます。

以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上をもちまして日程第3議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について原案通り承認することに決しました。

次に日程第4議案第7号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを議題といたします。

今回の申請は3件あり、うち2件について現地調査を行っております。

それでは、資料35ページの株式会社〇〇建設さんからの転用申請については令和6年第8回定例総会において、農用地区域からの除外について審議した際に現地調査および報告を行っておりますので、今審議では省略させていただきます。

それではこれより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

はい。

議長（大村）

どうぞ。

木佐貫委員

ちょっと私の勘違いかもしれないけど、これ二つに分かれてましたか。

事務局（出水）

わかれてないですよ

現地は二つの筆が、1ヶ所になってました。一つの場所みたいに。

木佐貫委員

半分になってるけど、申請地は。

事務局（出水）

違います。それは図面がおかしくて、申請地はその全体です。

木佐貫委員

全部でしょう。

事務局（大村）

全部です。線がちょっとわかりずらいです。

事務局（宮之前）

赤で塗ってあるところが申請地です。

木佐貫委員

赤の全体が、真ん中の線はいらないという事ね。

事務局（出水）

斜線で囲んであるところが全部です。

木佐貫委員

しかも片側だけに申請地と書いてあるから。申請地は全部ね。

事務局（出水）

全部です。

議長（大村）

他にないですか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。よって本案は原案通り承認することに決しました。

次に資料 36 ページの〇〇さんからの転用申請について、現地調査の報告を福岡委員によりしくお願いいたします。

福岡委員

それでは報告させていただきます。令和 7 年 2 月 14 日金曜日に転用にかかる現地調査を私と村吉推進委員、事務局 2 名の計 4 名で行いました。

なお関係者として申請人の〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

今回の転用目的は借家住まいである申請人が、自身が済むための一般住宅を建設するものであり、資金については融資により賄うとされ、事務局に必要書類が提出されていることから実現は確実であると思われます。

申請地の農地区分としましては、申請地と役場との距離が 500m 以下であり、

第2種農地に相当するものと思われ、転用が可能であると思われれます。

なお、転用面積が500㎡を超過しておりますが、申請地の道路際にカーブミラーが設置されている関係で、申請地の一部が実際には使用できない事を考慮するとやむを得ないものと思われれます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

続いて資料37ページ、株式会社〇〇建設さんからの転用申請について現地調査の報告を鶴丸委員よろしく願いいたします。

鶴丸委員

それでは報告させていただきます。

令和7年2月14日金曜日に転用にかかる現地調査を私と松元推進委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の株式会社〇〇さんが出席されました。

今回の申請は、令和5年12月に期間1年で転用許可がおりていた砂採取工事が期限内で完全に終わらなかったことを受けて、再度許可を農地の埋戻工事を行うことを目的としています。

申請地の農地区分は農用地区域内農地に該当します。

農用地区域内農地は原則として転用は許可されませんが、今回の申請は、申請者が埋戻工事のために一時的に使用するもので、不許可の例外である「一時転用」に該当するものです。

申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われれます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（大村）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第4議案第7号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請についてを原案通り承認することに決しました。

次に、日程第5議案第8号令和7年度農作業の標準賃金についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは説明いたします。資料の38ページをお開きください。

それでは資料に基づき説明いたします。

まず、10アール当たりの請負作業賃金につきましては、JA東串良支所に情報提供いただいて作成しております。燃料資材の高騰により全ての項目で昨年より値上がりしております。

一例を挙げさせていただきますと、水田の項目の耕起のみにつきましては、令和6年度では10アール当たり4,950円が令和7年度では5,500円となっており、約1.1倍となっております。

また畑の方に関しても同額となっております。

その他につきましてもおおよそ約1.05倍から1.2倍の範囲で値上がりしております。

次に農作業の日雇賃金については、鹿児島県の最低賃金が昨年に比べて56円上がって、953円となっており、8時間労働として日額7,642円となっております。

東串良町の水田および畑につきましては、水田の場合令和6年1月から12月までの10アール当たりの平均額が13,700円で、最高額が27,000円、最低額が4,300円となっております。

また、普通畑の場合、令和6年1月から12月までの10アール当たりの額が、10,100円、最高額が16,300円で、最低額が4,700円となっております。

なお、賃借についてはハウスなど特別な条件でのものは除いて算出しております。

す。

以上で説明を終わらせていただきます。

後ろの 38 ページに令和 6 年度の農作業標準賃金を掲載してありますのでご参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

なし。

議長（大村）

質疑を終結いたします。

本案は原案通り承認することに異議ありませんか。

異議なし。

議長（大村）

異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認することに決しました。

よって日程第 5 議案第 8 号令和 7 年度農作業の標準賃金については原案通り承認することに決しました。

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

それでは 3 月の予定をご説明いたします。

3 月の現地調査が、14 日の金曜日です。定例会が 25 日火曜日です。

3 月定例総会分の申請の締め切りが、2 月 28 日今週の金曜日になっております。

以上です。

議長（大村）

以上で本日の議案は全て終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 2 回定例総会を閉会いたします。

閉会 午前 10 時 55 分